

志木都市計画道路の変更（埼玉県決定）

志木都市計画道路 3・4・3 中央通停車場線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・3	中央通停車場線	志木市本町5丁目	志木市本町1丁目	志木市本町3丁目	約1,330m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・3 中央通停車場線については、本路線と交差する志木市道 1096 号線の拡幅計画に整合させ、交差箇所の形状を決定しましたが、志木市による計画が廃止となったことから、現況の志木市道 1096 号線と整合を図るため、本路線の一部区域を変更し、併せて車線数を決定するものです。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」に基づき、本路線と一体的に定めている駅前広場を分離し、駅前広場は志木市決定として新たに定めます。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、志木都市計画道路（埼玉県決定）の変更について理由を示したものです。

I. 志木都市計画区域における位置等

志木都市計画区域は、都心から約 2.5 km 圏にあり、埼玉県の南西部に位置しています。

本区域の鉄道は、東武東上線が東京地下鉄有楽町線及び東京地下鉄副都心線と相互乗り入れし、都心へ直結しており、道路は、広域幹線道路である一般国道 463 号が配置されています。また、東京外環自動車道へ接続する一般国道 254 号の整備が進められています。

【3・4・3 中央通停車場線】

当該路線は志木駅前を起点として、志木市の中心市街地を縦断し、3・4・1 久保秋ヶ瀬線へ至る延長約 1,330 m、幅員 16 m の幹線街路であり、一般県道志木停車場線、主要地方道保谷志木線に重複し都市計画決定されています。

II. 変更の必要性

【3・4・3 中央通停車場線】

3・4・3 中央通停車場線については、本路線と交差する志木市道 1096 号線の拡幅計画に整合させ、交差箇所の形状を決定しましたが、志木市による計画が廃止となったことから、現況の志木市道 1096 号線との整合を図るため、本路線の一部区域を変更し、併せて車線数を決定するものです。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、駅前広場は志木市決定として新たに定めます。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線の数	幅 員	内 容
3・4・3 中央通停車場線	約 1,330m	2	16m	・一部区域の変更、駅前広場の分離

IV. 関連する都市計画

志木都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

① 道路（志木市決定）